

婚姻届

令和元年5月7日届出

東京都千代田区長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附 票	住民票
通 知	

(1)	氏 名	夫 にな る 人 みんじ じろう 氏 名 民 事 次 郎	妻 にな る 人 こせき えいこ 氏 名 戸 籍 英 子
	生 年 月 日	平成 2 年 2 月 2 日	平成 3 年 1 月 10 日
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号 世帯主 の氏名 民 事 一 郎	東京都杉並区高円寺北 1丁目1番地1号 世帯主 の氏名 戸 籍 弘
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	東京都千代田区丸の内 1丁目1番地 筆頭者 の氏名 民 事 一 郎	東京都千代田区平河町 1丁目1番地 筆頭者 の氏名 戸 籍 弘
	父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 け (他の養父母は その欄に 書いてください)	父 民 事 一 郎 母 民 事 和 子	父 戸 籍 弘 母 戸 籍 恵
	父 母 と の 続 け (他の養父母は その欄に 書いてください)	続 け 柄 長 男	続 け 柄 長 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☒ 夫の氏 新本籍 (左の印の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☐ 妻の氏 東京都千代田区九段南1丁目1番地	
(5)	同居を始めた とき	平成 30 年 12 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別) 年 月 日	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 ☐ 妻 ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 ☒ 妻 ☒ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 ☐ 妻 ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々また は1年未満の契約の雇用者は5) 夫 ☐ 妻 ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 ☐ 妻 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
	そ の 他		
	届 出 人 署 名 押 印	夫 民 事 次 郎 印	妻 戸 籍 英 子 印
事件簿番号			

夫の氏を
夫婦の氏と
する場合

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください (役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
署 名 印	甲山 孝助 印
生 年 月 日	昭和 15 年 6 月 10 日
住 所	東京都中野区野方 1丁目1番地1号
本 籍	東京都杉並区久我山 1丁目1番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに印のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。